府　令

○内閣府令第八十八号

日本学術会議法（令和七年法律第七十号）第二十一条第四項（同法第二十二条第五項及び第二十四条第六項において準用する場合を含む。）、第二十六条第三項、第二十七条第三項及び第五十一条第四項の規定に基づき、日本学術会議法施行規則を次のように定める。

令和八年十月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

日本学術会議法施行規則

（会長が選任されたときの公表事項）

第一条　日本学術会議法（令和七年法律第七十号。以下「法」という。）第二十一条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　会長の選任に関する方針の作成、会長の候補者の選考その他の法第二十一条第一項に規定する要件を満たす者を会長として選任するために講じた措置の内容

二　会長として選任された者が法第二十一条第一項に規定する要件を満たしていることを示す事項

三　会長の選任の過程

（副会長が任命されたときの公表事項）

第二条　法第二十二条第五項において準用する法第二十一条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、副会長の任命の過程とする。

（会長又は副会長が失職したとき又は解任されたときの公表事項）

第三条　法第二十四条第六項において準用する法第二十一条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、会長又は副会長の失職又は解任の過程とする。

（選定助言委員及び運営助言委員になることができない者）

第四条　法第二十六条第三項及び第二十七条第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　日本学術会議（以下「会議」という。）の監事

二　会議の職員

三　日本学術会議規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、会員と連携し、法第三十七条に規定する業務に携わる者として委嘱された者（委嘱期間が一年未満である者を除く。次条第三号において「連携会員」という。）

（日本学術会議評価委員になることができない者）

第五条　法第五十一条第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　会議の監事

二　会議の職員

三　連携会員のうち、日本学術会議規則で定めるところにより会議又は役員会に置かれる合議制の機関の長の職にある者

附　則

この府令は、令和八年十月一日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百四十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第六号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（人材確保等支援助成金） **第百十八条**　（略） ２　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれかに該当する認定組合等又は事業主であること。 イ・ロ　（略） ハ　その雇用する労働者について労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十八条第一項の規定による届出であつて雇入れに係るもの（(1)において「外国人雇用状況届出」という。）を行つている事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。 (1)　次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する事業主であること。 (i)　次の(イ)及び(ロ)に掲げる措置を実施し、かつ、外国人労働者（現に当該事業主に雇用され、当該事業主に係る外国人雇用状況届出の対象となつている者をいう。以下こ	（人材確保等支援助成金） **第百十八条**　（略） ２　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれかに該当する認定組合等又は事業主であること。 イ・ロ　（略） ハ　その雇用する労働者について労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十八条第一項の規定による届出であつて雇入れに係るもの（(1)において「外国人雇用状況届出」という。）を行つている事業主であつて、(1)から(6)まで（職業安定局長が定める証明書を提出した事業主であり、かつ、就労環境の整備を実施した日の前日から起算して六箇月前の日から当該前日までの期間において、当該就労環境の整備に係る事業所の外国人労働者が離職した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主にあつては、(6)を除く。）のいずれにも該当するものであること。 (1)　次の(i)及び(ii)に掲げる措置を実施し、かつ、外国人労働者（現に当該事業主に雇用され、当該事業主に係る外国人雇用状況届出の対象となつている者をいう。以下この表において同じ。）に適用した事業主であること。